



# 鳥取県公報

平成15年6月30日(月)  
号外第105号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正(411)(県民室).....	1
	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置の一部改正(412)(住宅環境課).....	2
	鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の一部改正(413)(管理課).....	2
	建築計画概要書等の閲覧場所の一部改正(414)(建築課).....	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の廃止(415)(審査課).....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第411号

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針(平成12年鳥取県告示第218号)の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～5 略	1～5 略
6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を県民室並びに中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局(以下「県民室等」という。)で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ(以下「とりネット」という。)への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。	6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を県民室及び各県民局(以下「県民室等」という。)で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ(以下「とりネット」という。)への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
7～10 略	7～10 略

**鳥取県告示第412号**

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課内 米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課内	鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県倉吉地方県土整備局建築住宅課内 米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県米子地方県土整備局建築住宅課内

**鳥取県告示第413号**

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程（平成15年鳥取県告示第321号）の一部を次のように改正する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。 （1）及び（2）略 （3） 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による一級河川のうち県の管理に係るもの及び二級河川並びに砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地のうち県の管理に係るもの（以下「河川」という。） （4）及び（5）略	（定義） 第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。 （1）及び（2）略 （3） 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による一級河川のうち県の管理に係るもの及び二級河川（以下「河川」という。）  （4）及び（5）略

(愛護ボランティア団体の登録)

第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「局長等」という。)を経由して、知事に提出するものとする。

2及び3 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第7条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各地方県土整備局及び各総合事務所の県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 略

(愛護ボランティア団体の登録)

第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「局長等」という。)を経由して、知事に提出するものとする。

2及び3 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第7条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 略

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県告示第414号

平成11年鳥取県告示第394号(建築計画概要書等の閲覧場所について)の一部を次のように改正する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
閱 覧 の 場 所	書類の区分	閱 覧 の 場 所	書類の区分
略		略	
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課	略	倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局建築住宅課	略

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建 築住宅課	略	米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局建築住宅 課	略
---	---	--------------------------------------	---

**鳥取県告示第415号**

平成15年鳥取県告示第341号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）は、平成15年6月30日限り  
廃止する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博